

法人

しょうどしま

法人会
消費税期限内納付
推進運動

No.90
2023年11月
発行



公益社団法人 小豆島法人会

〒761-4106 香川県小豆郡土庄町甲290番地1
TEL 0879-62-4303 FAX 0879-62-5230

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

法人会は

より経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を
支援し

納税意識の向上を

企業経営および社会の

健全な発展に貢献します

法人会のギヤツチフレーズ

めざす企業の繁栄と社会の貢献(法人会)

法人会の基本的指針

公益社団法人小豆島法人会の活動は、法人会会員の皆様方の会費で支えられています。

法人会の活動に、会員皆様方の積極的なご参加をお願いします。



ごあいさつ

公益社団法人小豆島法人会

会長 山西 健司

会員の皆様方には、半素
より小豆島法人会の活動に
際しまして、格別のご理解とご支援並びにご協
力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、本年6月9日に開催されました小豆島
法人会第11回通常総会は、コロナ禍前に戻し、
島内・外から税務関係団体の方々をご来賓として、
また会員の皆様方には通常通りの出席方ご
案内をきしあげて開催いたしました。

総会終了後には、当日別途開催されていました
小豆島間税会総会出席者との合同税務研修会
を開催いたしました。

総会にご来賓として出席されている土庄税務
署調査部門統括国税調査官の児島達也様を講師に、
令和5年10月1日から実施される（消費
税）インボイス制度について、「インボイス制度
に関する改正について」と題して、分かりやすく
ご説明をいただきました。

最近の法人会を取り巻く状況は、全国的にコ
ロナ禍による経済活動の低迷と長引く経済不況
に代表されるように、負のイメージが日本全国に
充ち溢れているような感がいたしますが、我々
産業界においては、これらを払拭すべく行政には
経済活動への指導並びに助言及び支援の要請
や、産業界においても各社自助努力を積み重ね
しているところです。また、税務行政においては、
本年10月1日より（消費税の仕入税額控除）
インボイス制度が実施となり、各社様々な疑問
点が生じていることだと思います。また、電子
帳簿保存法が改正され、令和6年1月1日から
全ての法人に対して電子帳簿等による保存方式
が義務化されました。

総会に出席されなかった会員の皆様には、後
日、総会当日にお渡しました研修会資料を總
会議案書と一緒にお送りさせていただきました。

法人会といたしましては日進月歩する税制改
正について、全国法人会総連合外、関係団体か
らの情報を入手次第、土庄税務署のご指導・四
国税理士会土庄支部のご協力のもと、税務・経
営研修会の開催を引き続き進めてまいります。

ライズコロナと言われだしてから久しくなり

ますが、現在でもコロナウイルスの変異株が世
界で次々に発見されています。

私たちも新型コロナウイルス感染症を恐れることなく、日々日常生活の中でのマスクの着用とアルコールによる手指消毒に努めながら、社会経済活動の推進に邁進していきたいものです。

令和5年度は、新型コロナウイルスとの共存を図りながら、この状況に対応するため役員が知恵を出し合ってこの時期を乗り越えて参りました。小豆島法人会では、公益社団法人として、令和6年度に向けて、税制改正提言活動、税務研修会の開催、経営冊子の配布による啓発活動や経営研修会の実施、税教育活動として小・中学生を対象とした租税教室への講師派遣事業等様々な事業を行っております。

法人会の理念である、法人会は税のオビニオ
ンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域
の振興に寄与し、国と社会の発展に貢献する経
営者の団体であるとの旨をもとに、法人会の運
営・活動に努め、適正で公平な税制の実現に向
けて県内の他の法人会や香川県法人会連合会、
全国法人会連合と連携して、活動してまいり
ますので、会員皆様方のご協力を賜りますよう
お願い申し上げます。

法人会員を対象とした経営者への大型保障制
度の誕生以来、法人会の福利厚生制度を担当し
ている制度取扱会社との連携をはじめて52年、
会員の皆様方には有益な制度の周知に努め、併
せて会員拡大に努めていきたいと考えます。

これらの取組みを行うために今年も引き続き
税務当局・県・町・税理士会や税務関係団体と
連携して、法人会の目的を達成するために努め
てまいりますので、会員皆様方には今後とも法
人会活動に対して積極的にご参加いただき、異
業種の交流や地域社会に貢献できる法人会活動
が出来ますように、会員皆様方の一層のご協力
を賜りますよう切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員皆様方のご健勝と、
会員企業の更なるご繁栄を重ねられますことを
ご祈念申し上げご挨拶といたします。



令和5年度税制改正に関する提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました（令和5年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

〔法人課税〕

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小企業者等の生産性向上や質上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。

[消費税]

1. インボイス制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じされました。

[相続税・贈与税]

1. 相続時精算課税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる 	<ul style="list-style-type: none"> 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税について、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることになりました。また、相続時精算課税で受贈した土地建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

[その他]

1. 震災復興等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 被災支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。

2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> インボイス制度や電子帳簿保存の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をできなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置(電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする)が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じされました。

小豆島町 税理士法人 岡会計内海事務所 さぬきのまち ざいりし かんじ うちみじむしょ	土庄町 税理士法人 岡会計 さぬきのまち ざいりし かんじ うちみじむしょ	土庄町 加藤靖雄 さぬきのまち かとう せいやく うちみじむしょ	小豆島町 久川博史 さぬきのまち くわい ひろし うちみじむしょ	小豆島町 上谷勉治 さぬきのまち じょうご めんじ うちみじむしょ	小豆島町 池本隆一 さぬきのまち いけ ほん りゅう いち うちみじむしょ	土庄町 岡英一 さぬきのまち おか えい いち うちみじむしょ	土庄町 登録税理士名簿 さぬきのまち とうろく ざいりし めいふく うちみじむしょ
---	---	---	---	--	--	---	---



申告・納税は

で手続を!

e-Taxを利用してことで、自宅や事務所などから申告や納税などの手続を行うことが可能です。

e-Taxのメリット

(事業者の方)

- データ化した申告書等をインターネット上で提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。
- 事業主の方が給与所得の源泉徴収票をe-Taxにより提出することで、従業員の方が確定申告する際、確定申告書に給与所得の情報が自動入力されます。^{※1}

(所得税の確定申告をされる方)

- 税務署に行かず自宅から申告できます。
- 生命保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要です。^{※2}
- 自宅からe-Taxで提出された返付申告は、3週間程度で返付されます。
- 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。^{※3}

^{※2} 法人申告欄から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることになります。マイボックス登録を利用すると、5年間を許します。

(納税証明書の交付を請求される方)

- 電子納税証明書なら税務署窓口に行かずにお手持ちのスマートフォンで請求から受取までできます。
- 電子納税証明書(PDFファイル形式)では、電子データで何度でも使用でき、裏面で何枚でも印刷できます。
- 手数料がお得です(1税目1年度1枚あたりe-Tax:370円 常識:400円)

国税庁

登録番号 7000012050002

令和5年10月

積極的なe-Tax利用のお願い

- 国税庁においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずに行き渡りできる社会」を目指し、これまで、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところです。
- 手続きいただく皆様の利便にもつながるものであり、積極的にe-Taxをご利用していただくよう、ご協力をお願いします。

国税庁においては、税制改革実行計画(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和10万戸以上の手続(以下の27手続)について、オンライン利用率を引き上げるために基本計画を策定しています(令和3年10月18日策定、令和5年10月20日改定)。(令和5年10月現在)

手続	令和4年度 利用率 割合	令和5年度 目標 割合	令和4年度 目標 割合	令和5年度 目標 割合
法人税申告	57.1%	92%	61.0% (2025年) 内閣府基準による目標(個人)	78.0%
支給者申告(法人)	50.2%	92%	54.7% (2025年) 内閣府基準による目標(法人)	75.5%
源泉徴収申告	66.7%	71%	66.7% (2025年) 内閣府基準による目標(法人)	71.1%
社員登録申告(法人)	59.9%	75%	61.0% (2025年) 内閣府基準による目標(法人)	70.0%
支給者申告	72.5%	71%	73.0% (2025年) 内閣府基準による目標(個人)	71.1%
給与引当	52.7%	—	54.0% (2025年) 内閣府基準による目標(個人)	—
扶養控除(支給者)	55.4%	—	56.0% (2025年) 内閣府基準による目標(個人)	—
大口預金定期預金の申込	ノン%	—	56.0% (2025年) 内閣府基準による目標(個人)	—
内閣府基準による目標(法人)	6.0%	—	6.0% (2025年) 内閣府基準による目標(法人)	—
支給者申告(支給者)(個人)	64.5%	—	65.0% (2025年) 内閣府基準による目標(個人)	—
支給者申告(支給者)(支給者)(法人)	64.5%	—	65.0% (2025年) 内閣府基準による目標(法人)	—
支給者申告(支給者)と同一の申込(法人)	55.1%	—	55.0% (2025年) 内閣府基準による目標(法人)	—
個人情報の開示請求	26.6%	—	26.0% (2025年) 内閣府基準による目標(個人)	—
支給者申告(支給者)の開示請求	43.5%	—	43.0% (2025年) 内閣府基準による目標(法人)	—

^{※1} 法人申告欄におけるオンライン利用回数に対するシミュレーションを示しています。

^{※2} 「提出用紙」「一」となっている手続について、オンライン利用と引き続き併用するための基本計画を目標設定されていましたが、利用回数上に向けた改正を実施しておられます。

上記手続の手続を以て

URL : https://www.e-tax.ntt.go.jp/topics/topics_kihonkeikaku.htm



- 上記の手続(所得税、法人税及び消費税の申告を除く。)について、アンケート形式で改善意見を募集しています。皆様の利便性向上により一層つながるよう、ご協力をお願いいたします。

事業主の皆さまへ／ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。

事業主の方



源泉徴収票をe-Taxで提出



自動入力された金額を
確認して
e-Taxで確定申告！

従業員の方



マイナポータル

マイナポータルとの連携で
給与情報を自動入力

事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

詳しい内容は、e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

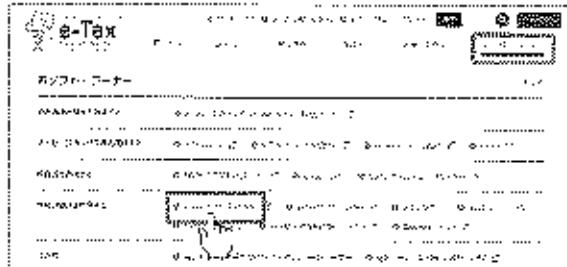


e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.ntt.go.jp>)
- ②右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③「e-Taxソフト（WEB版）」をクリック
または

e-tax web ログイン

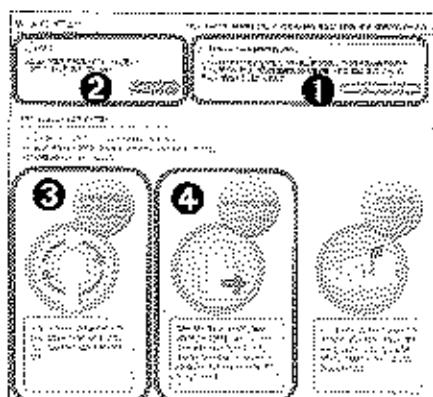


STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。
③で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います（e-Taxソフト（WEB版）を初めて利用する場合のみ、③の手続が必要です。）。

※事前準備の案内動画はこちら ➔



STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。

※源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。

法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者のマイナンバーカードもご利用いただけます。



eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信也可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフト

PCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出

している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)



★ダイレクト納付はとっても便利★

事務効率化・ペーパレス化に取り組む皆さまへ



電子申告が普及した今、その申告データを使って、自宅やオフィスで簡単納税しよう！

便利

金融機関へ行かずに納付可能

ネット銀行契約不要

非対面・非接触

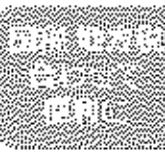


- 納付書・徴収高計算書（※1）を電子提出
- 手書き作成不要のため 税務署に行く必要なし
- 徴収高計算書・納付の確認はデータ保管（※2）

（※1）納付額がない徴収高計算書も提出可能 （※2）メッセージボックスで管理

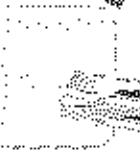


- 税務署や銀行へ行かずに指定した預貯金口座から振替
- 納付日を指定できるので 納付を忘れる心配なし
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能



- 国税のダイレクト納付に合わせて地方税のダイレクト納付（※3）を利用すれば、国税のほか、複数の市町村へ電子納付可能
- ⇒ 地方税のダイレクト納付利用により全ての都道府県、市区町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子納付することができます

（※3）区分ごとのみのダイレクト納付の利用には、それぞれ別手続が必要



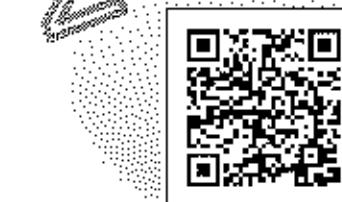
e-Taxを利用されている方が ダイレクト納付を利用するには？



利用可能な金融機関
に預貯金口座がある



ダイレクト納付利用
届出書を税務署に提出



税務署

東京 神奈川
横浜 番町
新宿 番町
渋谷 番町
千葉 番町



法人登記者様、税金の口座を抱き山してください。
ご利用開始までの期間はかかる場合
があ、個人登記者様、電子書類オフライン提出
が可能でございます。
電子口座をされた方がいらっしゃる方は、ご利用
登記口座登場が必要です。

ご不明な点は、所轄の税務署にお尋ねください。

高松国税局

（令和5年6月）



【国税】電子タックスシステムで簡単に納付できるお得なサイト

ダイレクト納付について

まずは知りたい!



キャッシュレス納付、特にダイレクト納付の概要や利用するメリットをまとめたサイト

使ってみたい!

ダイレクト納付（源泉所得税）を利用するための操作手順をまとめたマニュアル

動画で見たい!

キャッシュレス納付の紹介のほか、国税に関する様々な動画を掲載（WEB-TAX-TV動画）

簡単な操作で預貯金口座から振替

電子申告
を送信する

(注1)

メッセージボックスに

納付情報の
通知が届く「ダイレクト納付」を
クリック

①今すぐ納付

又は……

②納付日を指定

(注2) クリック

指定の預貯金口座：

から自動振替

される

メッセージボックスに

納付完了の
通知が届く(注1) 納付情報を作成して、転送
することもできます。

(注2) 納付する国税の決定納期限まで指定されます

税理士が代理で電子申告されている方

税理士が被税者に代行して、上記の操作が可能です。
納付日をあらかじめ伝えていただくなどしてご利用ください。

国税 ダイレクト納付

地方税ダイレクト納付方法のご案内

「地方税共通納税システム」から、個人住民税（特別徴収分）も電子納付することができます。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

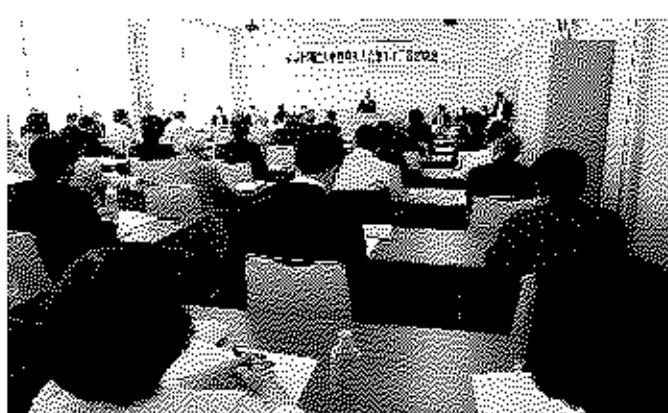
※ 国税と地方税の電子納税の利用手続きは、それぞれ手続きが必要です。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

一部の地方公共団体へは接続して電子納税することができます。納税事務の負担が軽減されます。





公益社団法人小豆島法人会第11回通常総会報告 並びに公益社団法人小豆島法人会臨時理事会報告



公益社団法人小豆島法人会は、本年6月9日(金)の午後3時から、小豆島町池田にある小豆島ふるさと村の小豆島ふるさと荘交流センターにおいて、土生税務署長亀井伸彦様、香川県税事務所長代理・総務・課税部長佐柳和宏様、四国税理会上庄支部長久川博史様、小豆島町長大江正彦様、上庄町長岡野能之様ほか関係団体から多数のご来賓をお迎えして盛大に開催されました。総会は、川村哲也副会長の司会で開会し、太田國博副会長による開会のことばに、続いて司会者より来賓紹介が行われました。

山西健司会長による会長あいさつの後、開議に先立って、司会の川村副会長から出席人員報告が行われ、会員総数390社の過半数を超える265社の出席があり、総会は成立をした旨の報告がなされました。会議の議長には、定款第14条の規定により、山西会長が就任、議事録署名人に丹生則幸氏(富士モータース㈱)、島 啓氏(マルシマ印刷㈱)の両氏を指名して、議事に入りました。

第1号議案、令和4年度の決算報告の承認の前に、鎌田久司監事より監査報告が行われ、原案どおり承認可決されました。第2号議案、役員選任案の承認についての審議に先立ち、事務局長より、役員選任案の選任方法についての経緯が報告された後、理事13名・監事3名の候補者の名前が読み上げられ、その後に審議が行われ原案どおり承認可決されました。代表理事及び業務執行理事の選任については、総会後の臨時理事会で選任されました。(選任内容は、別途記載のとおり)

続いて、理事会での承認事項の報告が行われ、出席者全員の賛成により承認され、平穏に審議事項並びに報告事項のすべてが終了しました。

土生税務署長亀井伸彦様、小豆島町長大江正彦様、上庄町長岡野能之様及び四国税理会上庄支部長久川博史様より、来賓者を代表してご祝辞を頂戴しました。

祝電5通が披露され、丹生兼宏副会長が閉会のことばを述べ、第11回通常総会を終了しました。

通常総会及び総会後の臨時理事会における決定事項

(代表理事・業務執行理事・監事の方々は、下記のとおりです。)

代表理事(会長)	山西 健 司	丸島 潤 池 株式会社
業務執行理事(副会長)	丹生 兼 宏	株式会社トミウン
業務執行理事(副会長)	川村 哲 也	小豆島貨物運輸株式会社
業務執行理事(副会長)	城上 哲 文	安田食品工業株式会社
業務執行理事(副会長)	太田 國 博	まるおモータース株式会社
業務執行理事(副会長)	鳥西 孝 通	有限会社鳥西正商店
業務執行理事(副会長)	木下 達 也	内海港運株式会社
監事	森本 智 巳	春日堂株式会社
監事	西崎 博 史	株式会社西崎組
監事	柴田 昌 紀	合資会社京屋

原法連税制委員会 副委員長 城上 哲文	研修委員 監修委員 本下 達也 木下 孝通	広報委員 税理士委員 木葛 田島 太田	税理士委員 丹生 哉也 西村 哲也	税理士委員 太田 勝也 西田 孝也	税理士委員 太田 健也 西田 哲也	税理士委員 城上 哲也 太田 健也	税理士委員 丹生 健也 西田 哲也	税理士委員 山西 健也 太田 健也	役員名簿	
									四国法人会連合会 会長 山西 健司	



第11回通常総会において選任された理事の担当委員会については、第2回理事会（令和5年10月25日）において下記のとおり承認されました。

○ 委員会構成について

委員会委員名簿

（令和5年6月9日選任）（敬称省略）

区分	総務委員会	組織委員会	税制委員会	広報委員会	研修委員会	厚生委員会
担当副会長	丹生兼宏	太田國博	城上哲文	川村哲也	葛西孝通	木下達也
委員長	川野哲朗	川村樹雄	島 啓	井上智博	渡邊 修	塩田洋介
副委員長	川中良幸	伊藤雄二	佐伯直治	丹生則幸	桑原 健	望月 涉
土庄町	山本千興		佐伯一征	西口幹男	柳生敏宏	
委員 小豆島町	森川佳則	石床隆則	大野英作	岡本芳郎	長町憲二	安藤研一
	矢田常寿	神内浩司	岡山尚士	緋田和孝	大森哲志	近木幸穂
	照下修平		島田幸治	金子泰久		永井順也
青年	高橋秀年					耕田吉太郎
女性	西瀧絹江					
	東門里恵子					

香川県法人会連合会総会

令和5年6月26日、(一社)香川県法人会連合会第11回定時総会が午後1時から、JRホテルクレメント高松において、高松国税局梅川和哉課税部次長、四国税理士会香川県支部連合会二川博之会長ほか多数のご来賓の方々のご臨席のもと、県下法人会より役員多数が出席して開催されました。

この総会の会場において、小豆島法人会より下記の方が、日々の法人会活動にたいして役員功労者表彰を受賞されました。

- 令和5年度全国法人会総連会長表彰受賞者 理事 島 啓 氏
- 令和5年度香川県法人会連合会会長表彰受賞者 副会長 城上哲文 氏
- 副会長 木下達也 氏



青年部会第11回交流会議開催 —新部会長に高橋秀年氏を選任—

令和5年7月7日㈮、午後6時30分から小豆島あるさと村あるさと荘交流センターにおいて、公益社団法人小豆島法人会青年部会の第11回交流会議が、土庄税務署長龜井伸彦様、同調査部門統括課調査官児島達也様、親会から会長山西徳司様、福利厚生制度推進担当者を来賓に迎えて開催されました。

高橋秀年 副部会長の司会により開会し、金子泰久 部会長のあいさつに引き続いて開議を行いました。

事務局より令和4年度の事業報告並びに収支内訳報告、会員の現況報告、並びに令和5年度の事業計画案が提案され、出席者による承認がなされたあと、役員改選が行われ新役員が選任されました。新役員を代表して高橋秀年 新部会長のあいさつの後、ひき続いて、来賓として出席されている、土庄税務署長龜井伸彦様、親会の会長山西徳司様からご挨拶をいただいた後、公益社団法人小豆島法人会青年部会第11回交流会議は閉会しました。新たに選任された役員は、別記のとおりです。

この交流会議に併せて、土庄税務署調査部門統括課調査官児島達也様を講師に、「消費税のインボイス制度について」と題して、令和5年10月から実施される消費税のインボイス制度についての税務研修会を行い、その後名刺交換を行い、盛会のうちに終了しました。

(公社) 小豆島法人会青年部会役員

部会長	高橋秀年	株丸島ハウジングサービス	土庄町瀬崎
副部会長	森本勝也	春日堂株式会社	小豆島町福川
ク	柳生敏宏	小豆島ヘルシーランド株	土庄町柳



女性部会第11回交流会議開催 —部会長に西滝絹江氏を選任—

令和5年6月21日㈭、午前11時からオリビアン小豆島夕陽ヶ丘ホテルにおいて、公益社団法人小豆島法人会女性部会の第11回交流会議が土庄税務署長龜井伸彦様、同調査部門統括課調査官児島達也様、親会から副会長葛西孝通様を来賓に迎えて開催されました。

渡邊美恵子 副部会長の司会で、太田友美 副部会長の開会のことばにより開会し、西滝絹江 部会長のあいさつに引き続いて、事務局より令和4年度の事業報告並びに収支内訳報告、会員の現況報告、令和5年度の事業計画案が提案され、出席者による承認が行われたあと、役員改選が行われ新役員が選任されました。

新役員は前年度に引き続いて、部会長に西滝絹江氏を再任し、新役員を代表して西滝絹江 新部会長のあいさつに、ひき続いて、来賓として出席されている、土庄税務署長龜井伸彦様、副会長葛西孝通様からご挨拶をいただいた後、東口洋恵子 副部会長の閉会のことばで公益社団法人小豆島法人会女性部会第11回交流会議は閉会しました。

第11回交流会議の閉会後に、(一社) 小豆島子ども・若者支援機構代表であり社会福祉士・スクールソーシャルワーカーである岡広美様を研修会の講師にお招きして、ソーダライス＆フードバンチリーを活かした小豆島の未来づくり活動についてと題して、子ども食堂活動や食品リサイクル問題について参加者にわかりやすい言葉で説明を行っていただきました。参加者にとって有意義な研修会となりました。

新たに選任にされた役員の皆さんは、別記のとおりです。

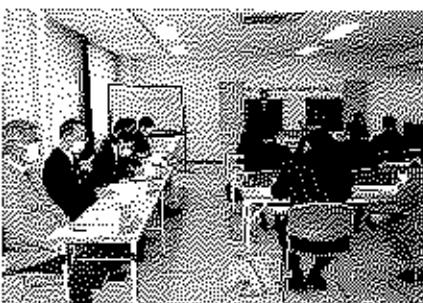
(公社) 小豆島法人会女性部会役員

部会長	西滝絹江	香川ビルサッシ工業㈱	土庄町鹿島
副部会長	渡邊美恵子	㈱スタート	土庄町本町
ク	山下美香	㈲山下会計事務所	土庄町吉ヶ浦
ク	太田友美	まるおモータース㈱	土庄町瀬崎
ク	竹本佳子	㈱竹本組	小豆島町安田
ク	近木美香	香川船渠㈱	小豆島町草壁本町
ク	東口里恵子	㈲東口組	土庄町小瀬





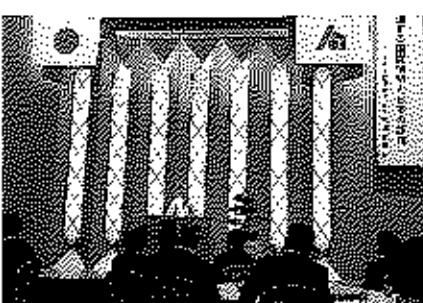
活動報告



第2回正副会長会 (R5.4.26)

小豆郡初級教育推進協議会定期総会 (R5.5.11)

第1回理事会 (R5.5.12)



第11回通常総会 (R5.6.9)

香川県法人会連合会 第11回定期総会 (R5.6.26)

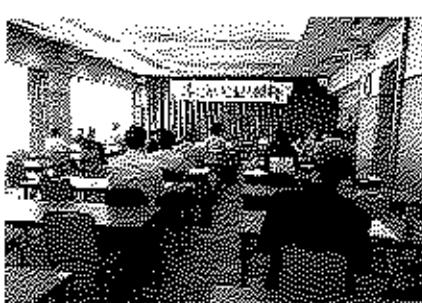
「税の娘はがき」優秀作品選考会 (R5.6.30)



小豆島商務関係団体連絡協議会総会 (R5.8.31)

第3回正副会長会 (R5.10.12)

税務研修会 (R5.10.25)



小豆島町ふるさと応援まつり (R5.10.22)

税金クイズ (R5.10.22)

第2回理事会 (R5.10.25)



福利厚生制度審議会 (R5.10.25)

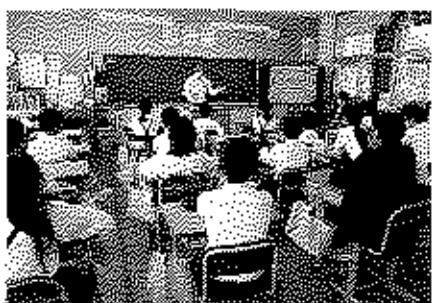
三庄村人商業祭 (R5.11.5)

税金クイズ (R5.11.5)

租税教室



立山小学校 (R5.4.26)



豊城小学校 (R5.5.26)



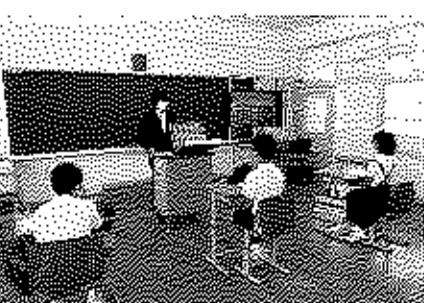
安曇小学校 (R5.6.20)



西羽小学校 (R5.6.6)



湖原小学校 (R5.6.15)



豊島小学校 (R5.6.20)



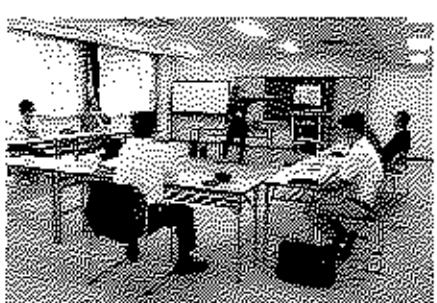
土庄小学校 (R5.7.5)



土庄小学校 (R5.7.5)



上庄小学校 (R5.7.5)



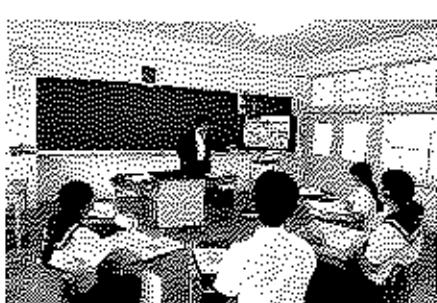
中学校租税教室開催実績 (R5.6.13)



小豆島中学校 (R5.6.20)



講師の講義



豊島中学校 (R5.7.4)



土庄中学校 (R5.7.6)



講師の講義



法人会女性部会

いちごプロジェクト

節電にご協力ください。

— 無理なく 無駄なく 快適に —



「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。

いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年法人会の女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。



法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

現在、全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連が組織され、約75万社の企業が加入しています。法人会では「税知識の普及」「租税教育」「地域社会貢献」などを中心に、地域に密着した活動を展開しています。

ウォームシェアでも心も体も暖かく!

「ウォームシェア」とは、みんなで一つの部屋に集まって過ごしたり、暖かい場所に出かけて各家庭の暖房を止め、エネルギー消費量を減らす取り組みです。

暖かい部屋で家族や友人と食事や会話を楽しむときは、感染症拡大防止策のため、こまめに窓を開けて部屋の換気を行うようにしましょう。

外は寒いからといって家にこもらず、温泉や公園などでかけでリフレッシュしたり、体を動かせば体温づくりにも役立ちます。外出先でも、ソーシャルアイスタンスの確保を忘れずに。



お役に立ちます! 冬の節電グッズ

部屋で一人で過ごす時、暖房の温度を上げるよりも自分で暖かいい将好をすることで節電になります。保温性の高い下着や靴下を身につけたり、毛布に手のついた「手のついた毛布」もオススメです。両手が使えて動きやすく、カラフルでデザインも豊富です。

普段がらの湯たんぽも、就寝時に布団やベットに入れておけば、朝まで暖かさが持続します。お風呂の残り湯を利用すれば、さらに省エネ&エコロジーです。

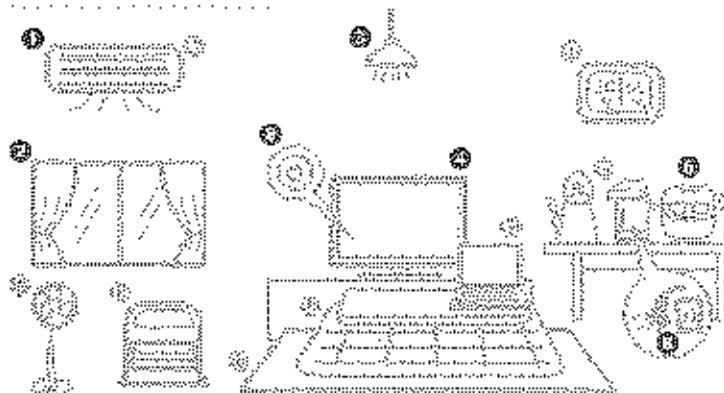
冷たくなる部屋で寒い冬を暖かく過ごしましょう。



わが家の節電メニュー

通常、エアコンを使用
される家庭の場合

- お風呂**
 - ✿ 泡立消音器などをして、室温20℃を心がけましょう。 7%
 - ✿ 窓には厚手のカーテンを掛けましょう。 1%
- 照明**
 - ✿ 不要な照明ができるだけ消しましょう。 4%
- 洗濯**
 - ✿ 画面の輝度を下げましょう。
✿ 必要な時以外は消しましょう。 2%



- 夕方**
 - ✿ 夕方に電気製品の使用が重ならないよう家事の段取りを組みましょう。
 - ✿ 他の電力需要がある夕方には、一度に当社の高い電力需要を使用することがないよう、一回少ずずの取り扱いをお願いします。
 - ✿ 温湿度計をつけて、室温の管理(20℃)を行いましょう。
- お湯**
 - ✿ お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切りましょう。
 - ✿ 容量の80%程度を目安にまとめ洗いをしましょう。
 - ✿ 省電力設定を活用しましょう。

ご家庭ごとに実施できるものを
チェックしましょう。

■ 12月～3月 12/29～3月 26日 水曜・火曜
■ 9時～21時 9時～21時 木曜…

- 冷蔵庫**
 - ✿ 冷蔵庫の設定を「弱」に変えましょう。
✿ 扉を開ける時間をできるだけ減らしましょう。
✿ 食品をつめこまないようにしましょう。 1%
- 洗濯機**
 - ✿ 朝にタイマー機能で1日分をまとめて洗きましょう。
✿ 保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存しましょう。 1%
- 洗面所**
 - ✿ 便座保温、湯水の設定温度を下げましょう。
✿ 不使用時はふたを閉めましょう。 1%
- リモコン**
 - ✿ リモコンではなく、本体の主电源を切りましょう。
✿ 使わない機器はプラグを抜いておきましょう。 1%



- 夕方**
 - ✿ 夕方のピーク時はモップやホウキを使ってみましょう。
- 電気**
 - ✿ 家庭の暖房機器(ガス・石油以外)を使う場合には、エアコンと電気ストーブ・ヒーターを上手に使い分けましょう。
 - (例)・家族4人で過ごす場合、暖房機器と電気ストーブ・ヒーターを交互に使う。
 - ・複数台の暖房機器を併用する場合はエアコンと電気ストーブが効率的。
 - ✿ 電気カーペットは人のいる部分だけを温めるようにしましょう。 設定温度を「中」または「弱」にするよう心がけましょう。
 - ✿ エアコンのフィルターを定期的(2週間に1回程度)に掃除しましょう。
 - ✿ 節能機やサーモキュレーターで部屋の上部の暖気を循環させましょう。
 - ✿ こたつは、上掛けなどを活用し、暖気を逃さないようにしましょう。

出典：資源エネルギー庁「省エネプロジェクト」

公益社団法人小豆島法人会女性部会

〒761-4106 香川県小豆郡土庄町甲290番地1 TEL62-4303

法人会では冬の節電活動として「いちごプロジェクト」を行っております。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

法人会

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

いちごプロジェクト



小豆島法人会よりインターネットセミナーのご案内

小豆島法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/shodoshima>

○○法人会 検索して検索いただけます

セミナードーム

会員登録

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

※ 背景はイメージとなります。

会員登録

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログイン ID: あらふみ サーパスワード: あらふみ

ログイン

ID・パスワードは、小豆島法人会までお問合せください。

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め 会社のこれからを考える
～事業と事業承継～

税理士法人アスクス 代表取締役 稲澤士
日本 担当

お勧め 新任経理担当者向け
経理実務 基礎講座

株式会社ノーザン・クレーン・ホールディングス
川口 アリサ

お勧め 産業からわかる「インボイス制度」
～法人化した医療法人のポイント～
今から年後引換改定 対応法

会員登録士 コンサルタント
川口 駿介

セミナー名	講師名	分類	セミナー名	講師名	分類
元両替マンが語る 伝格交換の道筋	牛野 正明	43分	NEW 事業承継で日本は産業を活性化 ～地方から日本を元気～	小池 優	45分
今在職で差をつけろ！ 印象マネジメント講座 入門編	長島 华美	43分	NEW 小企業の次なるM&Aを活用した成長戦略	利田 誠也	36分
スボーツ実況アナウンサーが教える！ 「伝わる」ミニドッケーション術	江川 太封	43分	新しい株式市場 東証TOKYO PRO Marketとは	神田 幸大	33分
あなたの会社は何歳？ 引き落と改革 新規プロジェクトで生産性アップ！	崎岡 勇之	40分	時代に沿かず「現状大至上」 久次の批判 第5回 右近三郎 企画と大手の隙間にある彼ら	森洋 中	60分
川島メンタルで ピンチをチャンスに (10)	森 透臣	43分	巨頭を押さえて準リック ～強でも柔軟できる適応の歩み～	鈴木 規宏	29分
会社を譲りたい 株式会社譲り受けにズハリ3名イレバ （ズハラスメン）方法について	火津 韶平	120分	新刊出版担当者向日 経理実務 実践講座 公開期間：2024年1月～	石川 ノサク	94分
アナウンサーの原則と 伝わることの秘訣	泡野 大介	38分	～小法人の決算と 法人税申告の基礎知識	伯母 敏子	102分
幸せな人生を送るために達成改善	コシダ 二つ子	44分	人が育つ！応援する！ 【新規参入の入門書】	安中 梨	36分
相続前に知っておくべき 不動産不動産相続セミナー	稻垣 全向	42分	政治家の喧嘩力 ～幹の力と派の力～ 公開期間：2023年12月～	松井 一郎	60分

各講師のセミナーは、各自に異なる場合があります。
掲載されているゲストは、ご覧いただいるものではありません。

お問い合わせは小豆島法人会事務局まで TEL : 0879-62-4303



会員の皆様へ

下記届け出事項に変更がございましたら、お手数をおかけいたしますが
FAXにてお知らせください。

公益社団法人 小豆島法人会会員届出事項変更届

令和 年 月 日

公益社団法人小豆島法人会事務局行 (FAX 0879-62-5230)

法人名

代表者名

㊞

下記の通り届出事項に変更があったのでお届けいたします。

届出事項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
法 人 名		
フリガナ		
代 表 者 名		
所 在 地		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
資 本 金		

※ 当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、会報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合ももちろん、働けなくなつた場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 **V Lタイプα** を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 **V Lタイプα**：大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

一時金型 Mタイプ：大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

(注)記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

 **大同生命保険株式会社**

四国支社/

〒780-8511 高松市川屋町9-6(高松大同生命ビル3F)
TEL 087-851-4047

 **AIG 損害保険株式会社**

高松支店/

香川県高松市落合町8-1(むなびき庭園ビル1F)
TEL 087-851-3196

F-2023-0006(2023年5月16日)
23-073010 2023-06